

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第1回総合規制改革会議 議事録

1 日時:平成13年5月11日(金) 15:30~16:30

2 場所:官邸大食堂

3 出席者

(委員)飯田亮、生田正治、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、高原慶一郎、八田達夫、宮内義彦、村山利栄、森 稔 の各委員

(政府)小泉内閣総理大臣、石原規制改革担当大臣、福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、渡辺内閣府大臣政務官

(事務局)[内閣府]坂政策統括官、岡本審議官、吉原総合規制改革会議室長

4 議事次第

- (1) 会議委員紹介
- (2) 会議概要説明
- (3) 議長互選・議長挨拶
- (4) 議長代理指名・議長代理挨拶
- (5) 内閣総理大臣挨拶、諮問文手交
- (6) 規制改革担当大臣挨拶
- (7) 事務出席者紹介
- (8) 運営規則決定
- (9) 今後の審議の進め方について
- (10) 今後の開催日程の説明

5 議事

○坂政策統括官 それでは、若干定刻を過ぎておりますので、石原規制改革担当大臣、松下副大臣が若干ほかの会議で遅れておりますが、先に始めさせていただきたいと思っております。本日は「総合規制改革会議」の第1回会議を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長が選任されますまでの間、私がとりあえず司会役を務めさせていただきたいと思っております。

本日は、先ほど申し上げましたように、石原担当大臣、松下副大臣が遅れておりますが、渡辺内閣政務官は御出席でございます。

後ほど小泉内閣総理大臣と福田官房長官も御出席の予定でございます。

それでは、お手元に議事次第がお配りしてあると思っておりますが、それに沿って進めさせていただきたいと存じます。

まず、本日お集まりいただきました委員の方々、及び御都合で本日は御欠席の方々、合わせまして、五十音順に本会議メンバーの御紹介をさせていただきたいと存じます。

まず「あいうえお」順になっておりますが、一番右にいらっしゃいますのが飯田亮委員でいらっしゃいます。

生田正治委員でいらっしゃいます。

奥谷禮子委員でいらっしゃいます。

神田秀樹委員でいらっしゃいます。

河野栄子委員でいらっしゃいます。

佐々木かをり委員でいらっしゃいます。

鈴木良男委員でいらっしゃいます。

高原慶一朗委員でいらっしやいます。

八田達夫委員でいらっしやいます。

宮内義彦委員でいらっしやいます。

村山利栄委員でいらっしやいます。

森稔委員でいらっしやいます。

清家委員、八代委員、米澤委員は御欠席でいらっしやいます。

以上で、御欠席の方々まで入れますと15名の方々でいらっしやいます。

次でございますが、総合規制改革会議令第3条第1項の規定によりまして、議長の互選をしていただくということになっておりますが、選任をしていただきたいと思っております。どなたかお願いをできればと思っております。

- 奥谷委員 僭越ながら、今までいろいろと規制緩和等で活躍と言いますか、かなりの努力をなさっていらっしやいます宮内委員に是非議長をやっていただきたいと思っております。皆様いかがでしょうか。
- 坂政策統括官 宮内委員を議長にお願いしたいという御意見がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- 坂政策統括官 それでは、皆様方、宮内委員に議長をお願いするということで、異議なしということでございますので、宮内委員に議長をお願いいたしたいと思っております。

それでは、恐縮でございますけれども、宮内委員、議長席の方へお移りいただきたいと思っております。

(宮内委員議長席へ移動)

- 坂政策統括官 それでは、これから以降は宮内議長が議事を進めていただくということになります。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。
- 宮内議長 ただいま御指名いただきました宮内でございます。何分よろしく願い申し上げたいと思っております。

それでは、議事を進めるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。たまたま私、当総合規制改革会議の前身に当たる委員会等で仕事をさせていただいたということもございまして、更にこの会議は新たに規制改革に関する基本理念の検討、あるいは重点的に検討すべきことと、そういうものを加えるということによりまして、まさに総合規制改革という大きな枠組み、範囲をちょうだいしてこれから仕事をするということだと理解しております。

そういう中で、現在、当内閣が進めております構造改革というものの中におきます規制改革というのは極めて重要な柱の一つである。そういう意味で、この会議に与えられました責務の重さ、それと同時に社会の期待するところも、従前の前身である委員会等に比べましても、更に大きなものになってまいったと思うわけでございます。いわゆる構造改革に資するための規制改革という大きな枠組みは大変な仕事だろうと思っております。

また、規制というものの中身を見ますと、極めて各論が多うございまして、これをまたこなしていくというのも、この会議の与えられました一つの仕事でございます。そういう意味で、過去の経験から申し上げますのも大変失礼でございますけれども、見ますと、ここにおられます委員の皆様方に対する負担というのは、普通の審議会とは違ひまして大きい。また、それを背負っていただかないと動かないというところがございますので、そういうお覚悟をいただきまして、会議の責務を果たすために御協力を賜りたいということ、皆様方に一言お願いを申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。各論等になりますと、利害関係その他から、いろいろな圧力もあろうかと思っておりますけれども、そういうものを乗り越えまして、政府の掲げられております構造改革に資するという大きな目標のために一致して頑張るということをお願い申し上げたいと思っております。

何分よろしく願いいたします。

それでは、議事を更に進めさせていただきます。と思っております。

総合規制改革会議令第3条第3項の規定によりまして、議長代理をあらかじめ指名することとなっておりますので、僭越でございますが、私から御指名させていただきます。と思っております。

議長代理には、御出席されております飯田委員を御指名させていただきたいと思いますが、飯田さん、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○飯田委員 仰せのとおり。

○宮内議長 ありがとうございます。御了承いただきましたので、議長代理は飯田亮委員をお願いいたします。恐れ入れますが、一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。○飯田議長代理 ただいま議長代理を宮内さんから御指名いただきました飯田でございます。

最初から宮内議長からはプレッシャーを掛けられて、これは大変な負担が掛かる。私も確かにそうだと思うんです。宮内議長もおっしゃったとおり、今度の内閣というのは構造改革というのが目玉でございます、その目玉の真ん中にあるのが規制改革であるということで、これは相当一生懸命やらなきゃいけない。

いろいろと抵抗のあることも私経験上知っておりますし、その抵抗をはねのけて、粛々と力強く、そして素早くやらなきゃいけないなということを考えておりますので、議長代行として宮内さんの指導の下に補佐をしていきたいと思っておりますので、皆様にはよろしく御指導のほどをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○宮内議長 ありがとうございます。実は3時40分に総理、官房長官がお見えになるという予定になっておりますので、一旦ここで議事を。

○坂政策統括官 月例経済報告の会議をやっているんですが、そちらがまだ終わらないみたいなので、とりあえず。

○宮内議長 恐れ入れますが、当会議を御担当いただくこととなります石原規制改革担当大臣から一言ごあいさつをちょうだいいたします。

○石原規制改革担当大臣 ただいま宮内議長の方から御紹介いただきました石原でございます。今回のこの総合規制改革会議を所管いたします担当大臣として一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

その前に、今日は参議院の審議が総理の熱弁で長くなりまして、月例経済報告の会議がスタートが15分ほど遅れまして、全体的に押せ押せになっておりまして、総理大臣、官房長官、副大臣間もなく参りますが、これまでは渡辺大臣政務官に代わっていただきまして、この会議に出席をしていただいております。

宮内議長におかれましては、これまでも規制緩和に取り組まれてまいりましたし、今日お集まりの皆様方はこれからの日本のありようを決めていく、ある意味では規制改革のエキスパートの方々ばかりでございます。この多岐にわたる分野、今回は医療福祉、雇用労働、あるいは都市問題、教育、環境と、幅広い分野の中では是非今日は委員の皆様方の忌憚のない意見の開陳を賜りまして、どの分野を、どういう形で重点的に取り組んでいくのか。また、各委員の皆様方の御所見等も聞かせていただきまして、この会議がスムーズに、そしてまた小泉内閣の最大の目玉は構造改革でございますので、委員の皆様方の各段なる御協力、私も微力ではございますけれども、全力を尽くして、担当大臣としての職務を全うしてまいりますので、御指導賜りますように、よろしくお願ひを申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮内議長 ありがとうございます。

○坂政策統括官 それでは、運営規則の方を先に御紹介を。

○宮内議長 それでは、議事を続けさせていただきたいと思ひます。これから先この会議を運営していくに当たりまして、まさに私どもの下支えをしていただきます事務局の方々が大勢おられます。皆様方にはよろしくお願ひしたいわけでございますが、事務局の幹部の方々をこの際御紹介賜ればと思ひます。

○坂政策統括官 全部で24名が、この会議のための室というのがございまして、民間の方々も10名御出向いただきまして、24名の室をつくっております。かなりきちんとした部隊ができておりますので、一生懸命やらさせていただきますと思ひます。

○宮内議長 何分よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、この会議におきまして、これから何をどういうふうに審議していくかということや、議事の進め方、情報公開への対応をどうするかということでございますが、お手元に事務局で作成していただきましたたたき台がございます。その説明をまずお伺ひいたしまして、御議論をしていただきたいと思ひます。

それでは、坂政策統括官から御説明をお願いしたいと思ひます。

○坂政策統括官 それでは、お手元の資料3をごらんいただきたいと存じます。

総合規制改革会議令第7条の規定、これは議事の手続その他、会議の運営に必要な事項を、議長が会議に諮って定めることができるという規定でございますけれども、それに基づきまして、今から申し上げるような運営規則をお定めいただいたらいかかということでお諮りしたいと思ひます。特に中心になりますのは情報公開の関係でございます。

まず、会議の招集につきましては、第1条でございますように、議長が招集する。

それから、「公表等」でございますけれども、「会議の終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする」。これは必要に応じて書いてございますけれども、特段の事情がない限り、なるべく公開をするということで、記者会見をやりたいと思っております。

2でございますが、「議長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする」。これは議事概要をつくるということでございます。

3といたしまして、「議長は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表する」。これは議事概要とは違ひまして、極めて詳しいものを想定しております。

4でございますが、「議長は、会議終了後速やかに会議の資料を公開する」を考えております。

以上が原則でございますけれども、「議長は、第3項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、議事録を会議の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公開とすることができる」ということでございます。

どういふ場合かと言ひますと、

一 率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合、

二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合

三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合

こういう場合には、議事録については、会議にお諮りをし、あるいは会議の資料につきましては、議長の判断で非公表、ないしは非公開とするというのが御提案でございます。6といたしまして、「議事概要等については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする」。

「意見の開陳等」でございますけれども、「議長は、専門委員その他必要と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる」。これは専門委員、あるいは関係各省でございますとか、その他の方々でございます。

「その他」といたしまして、会議が進むにしたがひまして、「この細則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決める」という案を用意しております。よろしくお願ひいたします。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました運営規則に関しまして、何か御意見ございますでしょうか。こういうことでよろしゅうございませうか。それでは、原案どおりということで進めさせていただきたいと思ひます。

したがひまして、情報公開等はこの運営規則により今後行わさせていただきますということでございます。

続きまして、審議の進め方についてでございます。

経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革をどういふ考え方に基づいて行ふべきなの

か。重点的に検討すべき分野をどの分野にするかについては、極めて重要なことでございますので、時間を掛けて議論をすべきかと考えます。

しかし、本日は第1回目ということで十分な時間もございませんので、次回にはそのための時間を取らせていただきたいと思います。このような形でとりあえずの審議の進め方について、特に何か御意見ございましたら。

○坂政策統括官 お手元に資料4をお配りしておりますけれども、事務局としてどういうふうな考え方を持っておるかということ、委員の御意見を伺う前に少し御紹介させていただきたいと思っております。

「資料4の「今後の審議の進め方について(案)」というのをごらんいただければと存じます。

まず、審議の内容でございますけれども、この総合規制改革会議の審議の内容を大きく2つに分けることができます。

1つは「経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本事項(以下、「基本事項」という)」。

それから、今年の3月末に発表されました規制改革推進3か年計画の実施状況の監視と改定、以下、「計画改定」と申しますが、基本事項の審議と計画改定の審議、2つのことをお願いしたいと思っているわけでございます。

前者の基本事項についてということでございますけれども、以下のような御検討をいただいたらいかがかということなんです。

「・経済社会の構造改革を進めるための規制改革に関する基本理念の検討」、何のために規制改革というのはやるのか。それによってどういうふうに構造改革が進むのか、そういうふうな基本的な理念を御検討いただければということでございます。

・といたしまして、幾つかの分野に重点的な検討を行うとすれば、それをどういうふうな考え方や基準に従って選ぶのか、そういうふうな考え方を御提示いただけないかということ。

③といたしまして、医療福祉、雇用労働、教育、環境、都市再生等、これはあくまで例示でございますけれども、そういう重点検討分野をお選びいただきまして、それぞれの分野について、まず、その分野がどうあるべきか。分野のあるべき姿をお考えいただき、それを踏まえていただきまして、そういう姿を実現するための規制改革の在り方を提示していただくという流れではいかがかということでございます。

それから、計画改定の方でございますけれども、これにつきましては、まずこの会議の委員の方々からの御提案、あるいは産業界ですとか、あるいは海外からの御要望等が出てまいりますので、そういうような提案を整理をいたしまして、そうした提案に対する各省庁との意見交換を行っていただく。

並行いたしまして、既に決められております3か年計画の実施状況を監視をいただきまして、新しい提案と現在の計画の実施状況の監視結果を踏まえました上で、3か年計画の改定について御意見をおとりまとめいただければと考えているわけでございます。

具体的な検討のスケジュールでございますけれども、2. に書いてございますように、まず(1)の基本事項といたしましては、今年の7月までに基本理念の検討と、それが重点分野選択の考え方につきまして、一応の結論を出していただきまして、その結果を公表して、広く意見を求めていただければどうかと考えているわけでございます。

その後、そうして選ばれました重点検討分野につきまして、改革の方向性を示していただきまして、関係省庁に働き掛けていただいて、具体的な政策の検討を依頼していただく。そうしたもののなかで、必要がある場合には、次期通常国会への関連法案の提出を目指すという流れで進めてはいかがかと存じます。

それから、計画の改定の方でございますけれども、これは新規提案というのが委員の方々から来る場合もございますし、業界から出てくる場合もございますけれども、随時整理をいたしまして、関係省庁に検討を求めるとのこと。これはいつまでにどうこうということではなくて、随時整理して進めるということでございます。

それから、実施状況の監視は、例えば夏休み明けの9月に各省からのものを事務局の方でとり

まとめをしまして、10月に結果を会議の方へ報告をする。

そして、両者を整理した上で、年末12月に、計画改定に関する御意見としてとりまとめていただいて、それを踏まえて、来年3月までに計画改定の閣議決定を目指すという進め方を案として御提案申し上げております。

- 宮内議長 資料の御説明が後になってしまいましたけれども、今日もし時間がございまして、御議論いただくいたしますと、ただいま御説明いただきました今後の審議の進め方というのが一番重要な問題かと思えます。そういうことで、この件に関しまして、何か御意見がございましたら御自由に御発言いただきたいと思えます。
- 森委員 ここでつくります規制改革案というのは、例えば各省庁にあります審議会の案と食い違っているとかいうときには、どういうふうになるんですか。先行して行われているとか、同時に行われているとか、進行しておりますね。そういうことに対して、この会議での改正案というのはどういう位置づけになるんでしょうか。
- 坂政策統括官 基本的には私どもから規制改革に関しましては、総理の諮問をこれから受けるわけございまして、当会議の御意見というのを、各省、あるいは各審議会に、こういうふうにやってくださってはいかがでしょうかというふうに、こちらから御提案をするというか、当然のことながら総理が絡んでいるわけですから、かなりの権威があるということなるわけですから、そういう形で提案をするということになりますので、各審議会等と同じ結論でなければいかぬということはないわけがあります。

ただ、最終的に法律になるということになりますと、また、いろんな法律にそれぞれの手続が決めてあったりすることがございまして、物によっては審議会の議を経てと法律などで書いてあるものがございまして。そういった場合には、各審議会で私どもの意見を踏まえてやっていただいて、その法律を立案するという手続になる場合もあると思えます。

月例が今、終了したようでございます。そろそろ総理が参ります。

- 宮内議長 それでは、間もなく総理がおいでになるということでございますので、ここで一旦中断させていただきます。

(小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官入室)

(報道関係者入室)

- 宮内議長 それでは、小泉内閣総理大臣並びに福田内閣官房長官がお見えになりました。誠に早速で恐縮でございますが、小泉総理から、当会議に対しまして、ごあいさつをちょうだいしたいと思います。
- 小泉総理 今日はお忙しいところ、皆様におかれましてはありがとうございます。遅れましたけれども、今日はこの前に月例経済閣僚会議を行ってまして、若干時間が遅れましたことをおわび申し上げます。

第1回であります、宮内さんに議長に御就任いただきまして、この規制改革大いに小泉内閣でも進めていかなくてはならないと思えます。国会で衆参の代表質問も一巡しましたけれども、野党の中には、頭だけ代わって中身は変わらないんじゃないかという御批判もいただいておりますが、私は自民党総裁選挙で発言したことを、自らの所信表明ですべて盛り込んだと思っています。これから具体的です。規制改革に今まで最も意欲的な内閣だということを、この会議でも実績を積んで見せていただきたいと。石原担当大臣も意欲的に取り組んでいただけたらと思えますので、どうかこの会議が真に規制改革の会議だという実を上げるように私も全力を尽くしますので、どうか皆さん、よろしく御協力をお願いいたします。

今日は本当に御苦勞様です。

- 宮内議長 ありがとうございます。続きまして、小泉総理から当会議に対します諮問文の手交をお願い申し上げたいと思えます。

(小泉総理より宮内議長に諮問文手交)

- 宮内議長 委員一同精一杯取り組んでまいりたいと思えます。ありがとうございます。小泉総理、並びに福田官房長官は所用のためここで御退席されるということでございます。お忙しいとこ

ろおいでいただきまして、誠にありがとうございます。

(小泉総理大臣、福田官房長官退室)

(報道関係者退室)

○宮内議長 それでは、ただいまちょうだいいたしました諮問文を読ませていただきます。

(諮問文朗読)

それでは、前後いたしました、先ほどの審議の進め方につきまして、森委員の方から質問が出ております。その続きをお願いします。

○坂政策統括官 先ほど説明したとおりでございますが、ほかの審議会でこういうふうになっていても、もともと改革をするというのが目的でございますから、必ずしも合わせる必要もないし、過去のものに合わせる必要も更がないということなんだと理解いたしております。

○森委員 食い違った場合にはどうなるんですか。

○坂政策統括官 先ほど議長からもごあいさつがございましたけれども、食い違いを調整するというか、こちらの意見を納得してもらうために、これはこれから皆様でお決めいただくわけですが、私の持っている感じでございますと、委員の皆様方、あるいは私ども、みんなで相手の役所ないし委員の方々といろんなやりとりをするというプロセスが多分必要になると思います。それで少しでも物事を進めるということを相当精力的に進めなければならない。これがさつき議長がおっしゃっていた相当大変ですということの中身ではないかと思うんです。

○石原規制改革担当大臣 今、坂政策統括官が話したとおりなんですけれども、実は初閣議の冒頭、総理の方から各閣僚に対して行政の見直し、聖域なく構造改革を進めるという強い決意の表明がございました。

また、本日まで3日間にわたって行われた衆参の代表質問の中でも、構造改革、総合規制改革会議に付託されておりますような規制緩和要件についても、聖域を設けないという強い総理の所信の開陳がございましたので、坂政策統括官を始め、後ろにいるのは各役所のエキスパートで、各省から来ておりますし、また、民間からも来ていただいて、かなり強力な部隊でございますので、松下副大臣、また渡辺大臣政務官、私もこの会議で決まったものを最優先の政府決定事項にすべく全力で後押しをさせていただきたいと考えております。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。御意見をどうぞ。

○鈴木委員 大体わかりましたけれども、例えば内閣の強い意思によって、各省意見と食い違っておってもこれはやるんだと、これも一つの考え方だろうとは思いますが。だが、私ども規制緩和をやってきた経験から言いますと、やはり相手の省庁の理解というもの、これはほとんどん話して、こちら側の改革というものを理解してもらう。そのプロセスをきちっと経ておきますと、向こうもやる気になるんですね。そここのところを私は非常に重要なプロセスであるというふうに思います。もし、ここで押しつけますというと、結局、面従腹背という形、あるいはすり替えという形になっていくということがあるので、これは確かにきつい作業でもありますし、時間の掛かる作業ですけれども、そういう事は、当会議も1つのやり方の基本としてやっていく、その上でなお意見の合わないときは総理の裁断を仰ぐということであって、それは最後の手段だというふうに理解してよろしいかどうか、こころを少しはっきりさせておいていただきたいと思います。

○石原規制改革担当大臣 まさに、鈴木委員御指摘の点は、本質を突いているところだと思います。今年の1月6日の省庁再編によりまして、内閣府、すなわち総理をバックアップする役所が1つできたと考えていただきたいと思います。そこには、4名の大臣と松下副大臣、そして3名の大臣政務官がおりまして、この役職は各省庁との調整に当たるという項目が1項入っております。その観点からも今、鈴木委員御指摘いただきました点の調整に、松下副大臣、また渡辺大臣政務官、私どもが当たらせていただく、そういうふうに御理解をいただければ幸いに存じます。

○宮内議長 村山さん、どうぞ。

○村山委員 質問は2つあるんですが、1つはテクニカルな質問なんですけど、いろいろ分野が分かれてくると思いますので、具体的に、例えば、委員が常に15名同時に議論するのか、それともワーキンググループみたいなものをつくって細かく作業にするのか？というのは、一応、月に一遍とい

うふうにお伺いしているんですけれども、どれぐらいの頻度でどれぐらいの時間が掛かるのかということをお伺いしているんですけれども、どれぐらいの頻度でどれぐらいの時間が掛かるのかということをお伺いしたいのです。

あともう一つは、ごめんなさい、私全部読んでいないんですけれども、これを見ますと、最終的に私たちが作業をして、落とすところとして、いろいろなことが出てくると思うんですが、非常にこれを見ていて残念なのは、検討、検討と検討というところしかないわけです。我々が考えるのはここまでのところなのか、それともこの検討というのを検討では多分仕方がないと思うので、実施時期とかそういったところまでできるのか、テクニカルにどこまで、こういうものが最終的に出るとすると中身の実行度として高いものができるのかということをお伺いしたいんです。

○宮内議長 私が答えられる立場かどうかわかりませんが、前身の委員会では、ある問題を委員会で取り上げて、その担当省庁はその問題に対応していただいて、ここに「検討」と書いてありますけれども、例えば、平成13年度に検討するというところまで持ってきたら、もう大成功という案件もたくさんあるわけです。ということは、13年度中に必ず検討するということですから。

○村山委員 検討してもそのまま、ということもありえますよね？

○宮内議長 いや、検討した結果が、実は「検討」と書いてありますけれども、もっと非常に細かく書き込んでいますから、どういう案件についてどこまでやれるかということの検討とか、もっと内容は細くございまして、検討まで持ち込むと何かの結論が次の年に出ないといけなくて、それが出なければ。

○村山委員 検討というのはそういう意味なんですか。

○宮内議長 検討まで持ってくるのは大変なことではございますので。問題に持ち込むということが委員の皆様方の非常に大きなお仕事の初めの1つかと思いますし、それから、結局、総論以外につきましては、おそらく各論で分担していただいて当たっていただくということに事実上ならざるを得ないのではないかと思います。

そのときには、おそらく、これは私、言い過ぎかも知れませんが、専門委員の方々をお願いして、その分野について、委員と専門委員、それから事務局の方で相手省庁と対峙する。手強ければ、大変労働はヘビーになるということではございますので、それでお覚悟のほどをということを最初に申し上げたわけではございます。

○坂政策統括官 ちなみに、検討とか一部措置とか書いてありますものは、先ほどちょっとペーパーの中で「監視」とかそういう言葉が出てきていましたけれども、あるいは3か年計画についての改定とか監視とか出ていましたけれども、監視というのは、例えば、検討というのが、結果が何も言っていないのであればその後どうなっているのかということをお伺いするということもこの会議の機能の1つでございます。

○宮内議長 奥谷さん、どうぞ。

○奥谷委員 村山さんと同じような回数の問題と、もう一つ、この内閣府というのをつくられたということで、かなり強力な実施する力を持たせるということであれば、今、宮内議長が、検討まで持っていくのは大変だということをおっしゃいましたけれども、やはり実施するというか、例えば、法律をつかっていくところまで持っていけないと、せっかくこれを3年やっても時間の無駄になってしまうとか、いつもそういうように、規制緩和をやる、規制改革をやるという、笛吹けど踊らずで、検討した時間だけが無駄になってしまうということにならないように、せっかくできた内閣府というのが、余りにも強力なものになり過ぎてはどうかという御意見もございましたけれども、やはり強力に引っ張っていかないと、変わらないものはやはり変わらないと思うんですね。その決断というのが、どこまで内閣府の方々を含めて思っているのかというのが一番大きなことではないかと思っております。

○宮内議長 では、内閣府の大臣。

○石原規制改革担当大臣 今、奥谷委員おっしゃられたことも本質を突いていると思います。

私は規制緩和は党の方の規制改革本部の方で5年間ぐらい、金融の主査をやりました、当時は大蔵省の証券局銀行局に、規制緩和のタマがあると思っておったんですが、出さないと言うと、規制はないですと言います。しかし、各金融機関や証券会社を歩くと、こういうCPを出したいんだ

けれども、伺いを立てるとだめだと言われます。それが規制なんですね。それを今度持ち帰って言うと、私たちは規制なんかしていないんです。聞きに来るからいいとか悪いとか答えているんです。各役所、そういうものがたくさんあるわけです。ですから、宮内議長もこれまでの宮内委員会の中でかなりの御苦勞をされて、規制があること自体も認めないくらいな世界で、それを検討課題に挙げられるということで非常に御苦勞されてきたという経緯もございます。

そして、先ほど申し上げましたように、この内閣府の権能というのは、私もこの内閣府の設置法を今読み直しているんですけども、大臣は総理大臣に対して意見を具申できると書いてあるんです。私の場合は規制改革と行政改革の2つを担当しろということで任命されているんですが、その命じられたことについては、総理大臣に対して具申できると。こういうことは今まで書かれていないんです。

ですから、今回は松下副大臣、また渡辺大臣政務官等強力なポリティックスの世界の人間もおりますし、党の方は太田先生が本部長で、常任顧問という形で野中先生、橋本先生、中村正三郎先生と、これまでかなり取り組んで来られた方々が常任顧問という形で入ってくださっておりますし、また、スタッフもかなり多岐にわたる役所、民間からも来ておりますので、奥谷委員の御心配されることのないように取り組んでいかせていただきたいと考えております。

- 鈴木委員 時間もあれなんですけれども、基本事項について、いよいよ議論を本格的にやるというのは当然のことで、今までもやりたかったけれども、どちらかというと、経済的規制の方が中心で、時期が熟してなかったということ。それが熟してきたが、この分野というのは、単純に規制を撤廃すればよいという分野ではなくて、今までの物の考え方を変えるというところに基本があると思いますので、私こういう事項を挙げるのは非常に時宜を得ていると思うわけです。

もう一つ、計画改定の方、さっきおっしゃられたけれども、まさに検討というのが多い。しかし、検討を13年にやったら、何らかの結論というのは、要するにやるかやらないか、その議論は出してくるはず。その13年に出したものをどう取り扱っていくのか。勿論、やらないというのに対しては、何故やらないのかという議論をやるわけですけども、計画改訂分野のウェイトは直接的な経済に及ぼす影響という点で大きいものがありますから、私はこの計画改定というところに対しても、従来より力を注いでいかなければいけないし、いろんな問題が出てくると思うわけです。

やり方ですが、例えば基本事項については、おそらく分野別に作業部会みたいなものをつくって、委員がそれぞれ担当するという形が、これは次回以降の議論であろうと思いますが、計画改定の分野、ここにも新たな要望が幾らでも出てくるわけです。それにも応えていかななくてはならない。新たなニーズというのでも出てくる。そういうところについても、作業部会みたいなものをつくって、そして委員が担当して、かつ専門委員とかその他の協力を得ながらやっていく。そんなような構造をお考えになっているのかどうか。そこら辺の制度設計について教えていただきたいんです。

- 坂政策統括官 私ども実は御意見をお待ちしていたんですが、おっしゃるようなことではないかと個人的には思っております。

先ほどもちょっとお話が出ましたが、実施状況の監視、あるいは検討しているのは、本当にちゃんと検討しているんだろうなという監視、そういうものと、あるいは個別の規制についての御意見というのが、産業界や外国などからも来ますけれども、そういったアプローチ。

それから、先ほど御説明した基本的な事項の方からのアプローチ、その2本柱だと思っております。監視とかそっちの方も重要な事項であると私どもは思っております。

- 森委員 どの分野でもそうだと思うんですけども、私のやっております都市問題みたいなことでは、非常に短期的な対策、中期的な対策、長期的な対策ということで、かなり規制の方向もぶれるんです。

それから、地域的な問題、国家的な問題、グローバルな問題という観点からいってもぶれるんです。

それから、サプライサイドとユーザーサイドとか、その間の流通サイドからいってもものすごくぶれるんです。それぞれに正しいけれども、それぞれに矛盾しているという問題もあるんです。

例えば、短期的に地価を上げるというのに一番いい方法は2つあるというんです。

1つは、容積を厳しくするんだと。そうすると、土地に希少価値が生ずるから値上がりするだろう。あるいは、ある土地を政府機関などでどんどん買上げて、マーケットから吸い上げれば、短期的には土地は上がるだろうと。それが対策だという人もいる。

中期的には、容積はむしろ緩和するんだと。土地もどんどん供給するんだと。そうすることによって、言わば土地の値段は上がるんだという考えもある。

長期的に考えると、両方ともだめだと。つまり、都市の構造全体がよくなないと、結局、都市間競争とか国家間競争で沈んでしまって、全部が価値がなくなってしまうということも起こる。そういうふうによ目的によって全然結論が違ってくる問題が多々あるんです。そういうような問題を、長期的な問題だから大事だと。グランド・デザインをつくるまで何にもするなどと言っていけば経済は死んでしまうのではないかといいことがありますので、どの辺のスタンスに立って、どうするのかということ、1つの解ではなくてたくさん解があって、ケース・バイ・ケースに当てはめていくというかなり難しい問題があるんだろうなと思っております。

ここは規制改革会議というんですから、今までのがまずいから改革するんだというのに違いないと思うんですが、改革しない方がいいし、緩和しない方がいいものもあるんです。つまり、どういう目的に対してどういう調整があるかということをよく考えていきたい。特に参議院選挙に合わせるとか、都議選に合わせるとか、急にこの会議で結論を出せという話が、前の戦略会議のときにはしよつちゅう、長期戦略やるはずが、短期戦略ばかりやっていたみたいな記憶があるんですが、それはそれ、これはこれではっきり分けてやっていただけるような、そんな方法をお願いしたいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。

○生田委員 規制の問題、全く素人なんですけど、どういうことをやるのかというのを頭の中で想像したんですが、民間企業の場合は損益を背負っているから、きちんと立て直しをやらないと本当に企業がつぶれるということで、企業内行財政改革をやるわけです。それと同時に組織の中の規制緩和も徹底的にやって、それをうまくやったところが生き延びていく。経営資源の再配分をきちんとやると。こういうことではないかと。

それと同じことが、国家はPLとBSを持っていないから余り手をつけられないまま残っていて、多分、この会議の大きな目的というのは、企業と国家は比べられないですけども、概念的には合わせられるところがあると思う。国家レベルでの人・物・金・情報、そういったものの最適配分をやるということなんだろうなと実は想像していたわけです。そのインフラづくりにはいろんなことがあると思います。行財政改革もあるし、非常に大きな柱が規制改革で、本当にいいところに人も物もきちっと流れるようにやっていくということだと思ってるので、非常に広範なんで、どうやってやるのかというのが私の大きなクエスチョンで、本日これを拝見しまして、総合規制改革、もう一遍見てこれは大変だと思ったんですが、第2項にいくと、これはあくまでも例ですから、ほかにもいっぱいあるんだけど、医療福祉、雇用労働、教育、環境、都市再生というふうに一応例示されている。やはり例に出てくるというものが、ひょっとしたら内閣府で事前にいろいろ勉強された方たちの1つの考え方が出ているんじゃないかという感じがして、例示されているものは大体社会保障とか雇用とか教育とか、生活と社会関係のものであって、例示されている中には、実は経済要件は入っていない。金融もあるでしょうし、通信もあるでしょうし、流通もあるでしょうし、港湾もあるでしょう。いろいろあるんですけども、経済要件は何も入っていないんで、そこを考えていたんですけども、それはもう終わったという理解かな。

あるいは、これから取り組む基本問題と、もうやっているけれども、これから検証するという部類に分けられました。そのモニターの方に入っているのか。あるいは、これはあくまでも例示であって、これから出てくるのかなというクエスチョンを内心持ったものですから、その辺、どういうふうなお考えなのかをお伺いしたい。

○坂政策統括官 この例示は、実は3か年計画の段階で、あるいはさつき鈴木委員がちょっとおっしゃっていたと思いますが、いわゆる経済規制というのは今まで随分といろいろなことを進めてきた。なかなか壁として残っている部分というのは、ここにあるような比較的生活と社会、あるいは役所が

割に関与するものが多いものというお考えが多分あったのではないかと思うんですが、実は3か年計画で、これから中期的にいろいろやらなければいけないということの中で出てきたものがここにあるのがかなり多いんです。

実は都市の話は3か年計画にはございませんでしたけれども、そういう形での宿題ということにはなっていなかったと思うんですけれども、これは都市再生本部というか、今の内閣の方針の中に都市再生本部というのをつくってございまして、あと、こういう形で分野をと言っているのは、あくまでも例示でございしますが、勿論、これ以外の分野をやってみるべきではないかという御提案も当然あるかと思いますが、分野をという御提案をしているのは、昔橋本内閣のときに、金融システム改革というのがございました。あれは金融システム改革という名前でしたけれども、中身はほとんど規制の話なわけでございます、ただ、規制の話をやるのに金融システムというのをどういうふうに持っていくべきかという考え方みたいなものがまずあって、そういう目で資本市場まで含めて金融システムに関わるようなものをすべて洗い直してみる。言わば、どういう設計をするかという思想を持ってやっていたわけでございますが、そういったイメージも多少入って、こういう分野ということを考えていただいたらどうですかという御提案でございます。したがって、どの分野というのは、ある程度かたまりにするという発想。

それから、今、緊急に考えるべき分野というのはどれかという優先度合いをお考えいただきたいという2つの課題だと思っています。

- 宮内議長 私の感想を付け加えさせていただきますと、やはり前身の委員会では、今、同じことを申し上げますけれども、経済分野について議論はしてきた。そして、社会的規制と言われるように制度的なものについても壁にぶち当たって、もう止まってしまっていたということがありますから、止まっていた部分がこの重点検討分野として特に例示されているのではないかと。

そうすると、この経済的分野はもう済んだのかというと、実は済んでいないんです。ですから、このところを置いてこっちだけやるというのは、非常に不公平になってくるんじゃないかという感想を私は持っています。

- 生田委員 総合と付いていますので、宮内議長、大変だなと思って御質問申し上げます。
- 飯田議長代理 規制緩和の中で何種類かあると思うんですけれども、大きくしたら、波及効果の大きな規制緩和というのはあるんです。これは難易度から言ったら一番難しい領域に入る。でも、その規制緩和をやったら、いわゆるばらけて、いろんな方面に波及効果があるというものと、それから比較的小さい規制緩和、これは割合取り組みやすいという2種類があると思うんですけれども、まあ両方やらなければいけないんでしょうけれども、大きな規制緩和というのは、どうも厄介ですから、これはやめておこうかということになりかねない。ただ、そっちを取り上げないと、いわゆるこの会議の意味というものが非常に稀薄になっていくんじゃないかと思っておりますので、その辺を御留意賜って、運営していただきたいと思うんです。

- 宮内議長 ありがとうございます。実はこの問題がまずこの会議の冒頭に一番議論をしないといけない課題だと思っています。したがって、今日は時間もございませんので、次回、この問題について更に検討審議したいということでございしますので、今日の御議論も踏まえまして、委員の皆様方、更にお考えいただくということを是非お願いしたいと思います。

なお、その御参考としまして、本日欠席されております八代委員と、米澤委員から、当会議の審議の進め方についての発言メモもこの資料の中にございます。そういう意味でお目通しを賜りたいと思います。

そういうことで、次回から議論を行いまして、7月までに一応の結論を出して、当会議の姿勢というものを国民に示すという方法を取るというのが1つの考え方というふうに思っております。それまでに一応の方向付けができるように議論を進めさせていただきたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「賛成」と声あり)

- 鈴木委員 それで結構だと思いますが、何せ1か月半ほど従来に比べたらスタートが遅れていますね。4月からやったときでも大忙しだったわけですから、その問題を考えますと、なるべく早く方

針というか、端的に言いますと、作業部会をどういうふうにつくるのか。そして誰を張り付けるのかというのを早く決めないと、議論がスタートしていかないと思うのです。

ですから、次回の議論は、その辺に到達できるようにして、どんどん走っていくというスケジュールに是非乗せていっていただかないと、なかなか今年度の成果というのは見るべきものが出てこないという危険性があると危惧しております。

- 宮内議長 私も同感でございますが、私の手元にいただきましたト書きでは、月に1回開くということに一応なっておりますので、定例会ということでお諮り申し上げたいと思うんですが、毎月1回という1つの定例会を定めて、そして今、鈴木委員のおっしゃったような必要などときには臨時的に開催するというような形ではいかがかということで、特にビジネスの方以外で、学校の授業などをお持ちなどの方もおられますので、その辺りにつきまして、事務局で調べさせていただきまして、決定したいと思いますけれども、例えば第2金曜日の午後とか、そういうようなことを今事務局の方で考えさせていただいているということでございますけれども、調整させていただきたいと思

すが、定例会があつて、鈴木委員のお話に悪乗りするわけではございませんけれども、臨時にやらざるを得ないというのも出てまいると思います。とりあえずこの審議の進め方につきまして、できるだけ早い機会にもう一度お集まりいただきまして、基本的な方向づけということをさせていただければと思っておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最後に連絡事項等、事務局からございました。

- 事務局 特にございませぬ。
- 宮内議長 委員の皆様方。
- 生田委員 できるだけ日程を前広にさせていただけるとありがたいですね。
- 宮内議長 はい。大臣最後に何か。

＊(石原大臣が副大臣及び大臣政務官の自己紹介を促して、副大臣が挨拶)

- 松下副大臣 松下忠洋と申します。遅れて失礼しましたけれども、大変恐縮でございます。石原大臣を助けて、気合いを入れてやっていきたい、こう思っております。総理から、ここで一番大事なことは、政治家の覚悟と志だと言われておりますので、党との調整、各省庁との調整、気合いを入れてやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。
- 宮内議長 渡辺政務官、お願ひします。
- 渡辺政務官 大臣政務官の渡辺博道でございます。石原伸晃担当大臣、松下副大臣の下で、しっかりと汗をかかせていただきますので、よろしくお願ひします。
- 宮内議長 何分よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日はこの後官邸記者会見室で記者会見を私からさせていただき、今日の模様につきまして、お知らせいたします。

それから、この会議の模様につきまして、皆様方にお願ひがございまして、会議出席後、報道機関からいろいろ取材があらうかと思いますが、その際、御自分のお考えをお述べになるということは当然のことと思っておりますけれども、他の委員の発言等を引用されるということは、お控えいただくということにさせていただければありがたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたしたいと思

す。それでは、今日は大忙しで走ってしまいましたけれども、初顔合わせの当会議の第1回目を終了させていただきたいと思

ありがとうございます。